

令和5年第3回大仙市議会定例会会議録第3号

令和5年8月31日（木曜日）

議事日程第3号

令和5年8月31日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第116号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 3 議案第117号 大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 4 議案第118号 大仙市営大曲スキー場条例等の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 5 議案第119号 字の区域の変更について (質疑・委員会付託)
- 第 6 議案第120号 字の区域の変更について (質疑・委員会付託)
- 第 7 議案第121号 令和4年度大仙市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
(質疑・委員会付託)
- 第 8 議案第122号 令和5年度大仙市一般会計補正予算(第7号)
(質疑・委員会付託)
- 第 9 議案第123号 令和5年度大仙市荒川財産区特別会計補正予算(第1号)
(質疑・委員会付託)
- 第10 議案第124号 令和5年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算(第1号)
(質疑・委員会付託)
- 第11 議案第125号 令和4年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について
(質疑・委員会付託)
- 第12 議案第126号 令和4年度大仙市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(質疑・委員会付託)
- 第13 議案第127号 令和4年度大仙市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(質疑・委員会付託)

- 第 1 4 議案第 1 2 8 号 令和 4 年度大仙市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定
について (質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 1 2 9 号 令和 4 年度大仙市奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて (質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 1 3 0 号 令和 4 年度大仙市企業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の
認定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 1 3 1 号 令和 4 年度大仙市スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定
について (質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 1 3 2 号 令和 4 年度大仙市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認
定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 1 3 3 号 令和 4 年度大仙市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認
定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 1 3 4 号 令和 4 年度大仙市内小友財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について (質疑・委員会付託)
- 第 2 1 議案第 1 3 5 号 令和 4 年度大仙市大川西根財産区特別会計歳入歳出決算の認
定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 2 議案第 1 3 6 号 令和 4 年度大仙市荒川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて (質疑・委員会付託)
- 第 2 3 議案第 1 3 7 号 令和 4 年度大仙市峰吉川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について (質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 1 3 8 号 令和 4 年度大仙市船岡財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて (質疑・委員会付託)
- 第 2 5 議案第 1 3 9 号 令和 4 年度大仙市淀川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて (質疑・委員会付託)
- 第 2 6 議案第 1 4 0 号 令和 4 年度市立大曲病院事業会計決算の認定について
(質疑・委員会付託)
- 第 2 7 議案第 1 4 1 号 令和 4 年度大仙市上水道事業会計決算の認定について
(質疑・委員会付託)
- 第 2 8 議案第 1 4 2 号 令和 4 年度大仙市簡易水道事業会計決算の認定について
(質疑・委員会付託)

第29 議案第143号 令和4年度大仙市下水道事業会計決算の認定について

(質疑・委員会付託)

第30 陳情第27号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

(委員会付託)

出席議員（24人）

1番 佐藤芳雄	2番 戸嶋貴美子	3番 佐藤文子
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 青柳友哉	8番 安達成年	9番 高橋徳久
10番 古谷武美	11番 橋本琢史	12番 小笠原昌作
13番 小松栄治	14番 本間輝男	15番 佐藤育男
16番 山谷喜元	17番 石塚 柏	18番 高橋敏英
19番 橋村 誠	20番 渡邊秀俊	21番 金谷道男
22番 大山利吉	23番 鎌田 正	24番 後藤 健

欠席議員（0人）

遅刻議員（2人）

1番 佐藤芳雄 18番 高橋敏英

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市長	老松博行	副市長	佐藤芳彦
副市長	今野功成	教育長	伊藤雅己
代表監査委員	武田哲也	上下水道事業管理者	舛谷祐幸
総務部長	福原勝人	企画部長	伊藤公晃
市民部長	伊藤 敬	健康福祉部長	佐々木隆幸
農林部長	渡邊重美	経済産業部長	富樫真司
観光文化スポーツ部長	加賀貢規	建設部長	佐々木英樹

病院事務長 藤原孝之 教育委員会事務局長 山信田 浩
総務部次長兼総務課長 小林孝至

議会事務局職員出席者

局長 斎藤秋彦 主 幹 佐藤和人
主任 小山田竜司

午前10時 開 議

○議長（後藤 健） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

遅刻の連絡があったのは、1番佐藤芳雄議員、18番高橋敏英議員であります。

○議長（後藤 健） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（後藤 健） 日程第1、本会議第2日に引き続き一般質問を行います。

5番挽野利恵議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、5番挽野議員。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） おはようございます。公明党の挽野利恵です。今回も一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

質問の前に、大曲の花火について一言述べさせていたいただきたいと思います。

去る8月26日に開催された第95回全国花火競技大会「大曲の花火」は、久々に雨の心配がなく、昼花火では最後まで逆光の影響を免れ、夜花火では花火師の渾身の作品が描かれるたびに、風が煙を下流側へ流してくれ、全ての作品がクリアに観えました。当日の天気と風は、私がこれまで見てきた中でも、すこぶる好条件だったと思います。また、大会提供花火も、その迫力、内容、構成、全てが素晴らしく、観衆を大いに魅了したのではないのでしょうか。

警備関係では、異常な暑さにより、例年より救急搬送された人が多かったと聞きまし

たが、幸い重症者はおらず、大事には至らなかったようです。大きなトラブルや事故もなく、今回も安全な大会運営ができたと感じております。

当局の皆様には、大変ありがとうございました。

市長は、夜花火の挨拶の中で第100回大会に向けた意気込みを話されておりましたが、今後も商工会議所との協力関係を一層強固なものにし、本市の大きな強みである大曲の花火のさらなる充実発展のため努力していただきたいと思います。今後の展開に大いに期待しております。

それでは、通告に従い、順次質問させていただきますので、当局の皆様のご答弁をよろしくお願いいたします。

はじめに、竜王戦に向けた角間川旧三家周辺の環境整備についてお伺いいたします。

旧本郷家、旧北島家及び旧荒川家の「角間川旧三家」は、その整備が進むにつれて来館者数は年々増加する傾向にあります。初めて訪れる来館者の増加はもちろん、様々なイベントが企画、実行されることによるリピーターの増も大きな要因であると感じております。本年12月には、将棋の竜王戦の第6局が旧本郷家住宅で開催されることが決定されていると聞いており、実現すれば「角間川旧三家」の知名度がますます上がっていくものと期待されます。

私もエリアの整備工事中から何度も足を運ばせていただいておりますが、一歩足を踏み入れると、まさに明治時代にタイムスリップしたかのような感覚に包まれますし、訪れるたびに新たな発見や感動があります。

しかしながら、先般ある方から「敷地内に入ると素晴らしいが、道路に面した塀に沿って電柱やカーブミラーがあり、塀一面を写真に撮ろうとすると、それが邪魔をして映えない。」との声をいただきました。確かに塀沿いに電柱やカーブミラーが目立ち、景観を損ねているように感じます。

来館者がバスや車を降りて最初に目にするのが旧三家の外観です。残念ながら、現状ではその外観から受けるインパクトや直感的な感動は、他の景勝地などよりも少ないのではないのでしょうか。私は、当該エリアは旧三家が並んで存在しているからこそ、観光客を魅了すると思えますし、中身の素晴らしさをさらに引き立たせるためにも、その外観にも気を配るべきと考えます。

全国の歴史的建造物がある地域を見ますと、とても景観を大事にしており、何より電柱など景観を阻害するような工作物が見当たらないケースが多く存在します。

そこで質問ですが、竜王戦に向けて角間川旧三家周辺の外からの景観をよくするため、エリアの環境整備の一環として、電柱・電線等の移設やカーブミラーの配置・配色変更について検討できないでしょうか。ご見解をお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の一つ目の発言通告であります「竜王戦に向けた角間川旧三家周辺の環境整備」に関する質問につきましては、建設部長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤 健） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木英樹） 挽野利恵議員の質問にお答え申し上げます。

全国的に大きな注目を集める竜王戦の本市での開催は、国登録有形文化財「旧本郷家住宅」など地域資源の有効活用による観光振興や地域の活性化につながる千載一遇の機会になるものと期待しております。

現在、市では、市内関係団体等で構成される運営協議会及び実行委員会を立ち上げ、様々な関連イベントなども企画し、食や花火などの本市の魅力を満喫していただけるよう全庁体制で準備を進めているところであります。

ご質問の、角間川地区旧三家周辺の環境整備としての本通りの電線等の移設についてであります。

現在、旧三家前には、5本の電柱が立地しており、それぞれにN T Tの電線が架設されております。この電柱の移設に際しましては、技術的な観点を含め、N T Tとの協議が必要となりますが、この移設協議には、通常、数カ月を要している現状でありまして、移設工事を含めると相当の期間が必要となることから、時間的に厳しいものと考えております。

カーブミラーの配置につきましては、旧三家前に本通り通行車両や歩行者の視認用として丁字路と駐車場出入口の2カ所にカーブミラーが設置されており、ともに通行車両などを確認するための適切な配置であるとの認識であります。

また、配色変更につきましては、カーブミラー本体の配色は、一般的にオレンジ色が用いられておりますが、これは運転者や歩行者がミラーを認識しやすくするために目立つ色を用いているものと考えられます。

しかしながら、カーブミラーの配色につきましては、法令等による明確な規定はないことから、オレンジ色のほか、白やグレー、茶色などが使用されている例もあり、配色

変更自体は可能でありますので、交通安全施設としての機能性が損なわれないよう、基本性能面に配慮した上で実施いたしたいと考えております。

なお、角間川旧三家周辺の景観形成につきましては、この建造物群と、その街並みをどのように整備し活用するかといった大きな枠組みの中で、様々な視点で検討すべき事柄であると考えております。周辺住民の皆さんのご意見などもお伺いしながら研究してまいります。

以上であります。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、挽野議員。

○5番（挽野利恵） 答弁ありがとうございます。

電柱の移設が数カ月単位かかるということで、間に合わないというのは納得、納得というか分かりました。ただ、これはぜひ進めていただきたいなというふうに思いますので、引き続きNTTと検討を続けていただきたいと思います。

あと、カーブミラーに関しまして、その色の変更は可能だということでしたので、ぜひ景観に受け込むようなカーブミラーにしていきたいと思います。

今、2カ所の話がありました。1カ所は小さな小路から出ていくカーブミラーですので、これはやはりぜひとも残さなければならない、安全・安心のためにと 생각합니다。もう1カ所が、正面の入り口のすぐ横にありまして、元JAの所にバスなり車なり停めて、最初に目にするところがそこで、非常に目立ちますし、周辺の方に聞くと、そんなにそのカーブミラーは使わない、いらぬのではないかというふうなお話もいただいておりますので、ぜひとも地域の方々のお声を吸い上げていただいて、本当にそのカーブミラー、JA側のカーブミラーが必要なのかどうか検討していただきたいと思うんですが、その辺のお考えをお聞きします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木英樹） 挽野議員の再質問にお答え申し上げます。

カーブミラーにつきましては、もちろん第一が安全を最優先ということでつけておりますが、今お話のありましたJA前の駐車場の所のカーブミラーにつきましては、ちょっと設置経緯は、ちょっと今、私承知しておりませんが、この配色変更に当たりまして、議員おっしゃられたように地域の方々ともう少しお話して、ご意見を聞いて本当

に必要であるかどうかは検討させていただきたいなど。こちらとしましては、あくまで交通安全施設ですので、できれば残して、先ほどおっしゃられたように景観に溶け込んだ、あまり建物とバランスが悪くならないような形で残したいというのが建設部としての考えではありますので、ただ、もちろん周辺の方々の意見をよくお聞きして、そこは設置、撤去するか、配色変更で済ませるかというところは検討させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 次に、子育て支援についてお伺いたします。

市長は、今次定例会の市政報告の中で「こどもまんなか応援サポーター」就任宣言をされ、さらに来年度を目途に、大仙市全ての子どもの保育料無償化に向けて準備をされると伺いました。これこそ異次元の子育て支援だと思います。本当にうれしく思う一人であり、市長のお考え、方針に心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、保育料は世帯収入に応じて変わりますが、若い夫婦やひとり親にとっては大きな負担です。私も3人の子どものうち、上の2人を入園させた時には、保育料の負担の大きさに驚きました。当時の私の給料が、ほとんどなくなった覚えがあります。その負担がなくなることは、すごいことです。特に経済的な理由で第2子以降を産むかどうか躊躇^{ちゅうちよ}する夫婦にとっては、その背中を押す大きな要素になるに違いありません。財源を確保するのが大きな課題ではありますが、ぜひ全ての子どもの保育料無償化を推し進めていただきたいと思います。

一方で気がかりなことがあります。産休後すぐに子どもを保育園に預けて職場復帰した場合は、給与は満額で、さらに保育料は無償となるわけですが、他方、産休後すぐに子どもを預けられなかった、または育児休暇を取得した後に預ける場合では、育児休暇中に受けられる育児休業給付金は出産前給与の5から7割弱となります。社会保険料の免除があるとはいえ、子どもを預けるか預けないかで手にする金額、つまり所得が変わります。中には保育園に入らない子どももおりますが、本市では3歳以上の子どもについて保育園に入園した場合の副食費相当を給付しております。これは保育園を利用する家庭と、在宅保育の家庭との公平性を保つ観点から行われているものです。来年度から予定されるこの保育料無償化が、子育て家庭の負担を軽減するためであれば、

どの子育て家庭にも経済的支援が等しくなければ公平性を欠くと思いますので、制度創設の際には、この点についての検討がなされてしかるべきと考えます。

そこで質問ですが、産休後すぐに預けられなかった、又は育児休暇を取得した後に預ける選択をした家庭に、在宅保育期間、保育料相当又はそれなりの在宅保育に対する支援給付ができないものか、お考えを賜りたいと存じます。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の、子育て支援についてお答え申し上げます。

本市におきましては、今次定例会の市政報告の中で「こどもまんなか応援サポーター」への就任を宣言し、令和6年度を目途に、市内の全ての子どもの保育料無償化の実現に向け、取り組むことといたしました。

この保育料無償化につきましては、国において令和元年10月より3歳以上児を対象に実施しておりましたが、令和4年9月からは市独自の施策として、2歳児の保育料無償化を実施しております。

これまでの市民の皆様からの市政評価におきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減を求める声が、最も多く寄せられていたところであります。

今般の全ての子どもの保育料無償化は、こうしたニーズを受け、子育て世帯の仕事と子育ての両立をさらに後押しすることにより、少子化対策の一助として、安心して子育てができる「子育てに寄り添い、子育てに優しいまち」に資する取り組みであるというふうに考えております。

議員ご提案の、在宅で子どもを保育するご家庭への保育料相当の給付につきましては、保育料は世帯の所得によって額に違いがありますが、保育施設の人件費や施設管理費など様々な経費分を含んでおり、個々のご家庭での保育に要する経費として保育料相当分を給付することは、適切ではないというふうに考えております。

保育料の無償化は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、保育施設に入所しやすい環境を整えるために検討しているものではありませんが、様々な事情により在宅で保育するご家庭に対する支援につきましても、現在、市単独で実施している副食費相当の支援を基本に、「子育て支援制度等検討会議」において検討するように指示しており、来年度に向け制度設計をしてまいります。

【老松市長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、挽野議員。

○5番（挽野利恵） 答弁ありがとうございます。

それでは、在宅の方にも一定の支援をしていただけるというのでよろしいですね。はい、ありがとうございます。今、世の中の的には、やはりライフワークバランスで、働きながら家庭をもっていくというふうな流れの中で、やはり預けやすい環境づくり、これ一番大事だと思います。少子化がやっぱり進む中で、子どもを産み育てられる環境を、いかに私たちがつくってけるか、これが少子化対策のまず一つの大事な点かなというふうに思います。

一つ、近隣なんですけど、大館市で所得制限があるんですけども、生後6カ月以降満2歳になるまで、これは5千円から1万5千円という、ちょっと幅があるんですけども、こういうのをもう既にやっている県内の自治体もありますので、ぜひ全国の流れを見ていただきながら、大仙市、どんな子どもも、どんな子どもって言い方は変ですが、全ての子どもを持つ家庭を子育て支援していく、子育て世帯にやさしい大仙市をつくっていくことをお願いしたいと思いますが、市長のお考えお聞かせください。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

今、大館市の例のご指摘ありましたけども、私の資料にはちょっと大館市が載ってなくて恐縮ですが、私の資料で無償化、保育料全額無償化している市町村は、私の資料では7市町村ということで、所得制限があるのは秋田市と鹿角市、所得制限なしでやっているのが男鹿市、北秋田市、にかほ市、小坂町、上小阿仁村という資料が手元にありますけれども、いずれ、ただ、在宅保育に対する支援の仕方はですね、やっぱりまちまちで、ないところもあります。それから、年額いくらと、それから月額いくらというところもありまして、まちまちだなというふうに思っております。ただ、現在大仙市が今実施しております在宅、2歳児以上ですかね、在宅でされている場合に副食費は、これは在宅の場合でも副食費は当然かかるよということで、同じように支援をさせていただいておりますけれども、今でその4,500円という額だったと思いますけども、月額、これが副食費として、ただ妥当な額なのかどうかというのは、もう一度ね、確認しないといけないなと思っておりますけれども、いずれこれをベースに、ほかの方の在宅保育

に対する支援も参考にしながらですね、先ほど申し上げましたように子育て支援制度等検討会議、全庁のプロジェクト会議ありますのでね、そこに検討するよといふことで、もう既に指示しております。いずれ4月からといふことで想定しておりますのでね、遅くとも2月定例にはお示しできるのではないかなといふふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） これにて5番挽野利恵議員の質問を終わります。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、16番山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、山谷議員。

【16番 山谷喜元議員 登壇】

○議長（後藤 健） 1番の項目について質問を許します。

○16番（山谷喜元） 大地の会の山谷喜元です。よろしくお願ひいたします。

それでは早速、通告に従って質問させていただきます。

子どもの水泳教育と水泳場施設の充実についてお伺ひいたします。

大仙市では夏休みが終わりましたが、この時期は全国各地で水難事故が発生しております。水泳中ばかりではなく、海や山でのキャンプ中に、ちょっとしたはずみで水の事故に遭遇するケースが多く見られます。

そこでお尋ねいたしますが、大仙市の子どもたちが水の事故に遭ったというケースはあるのでしょうか。私たち昭和の時代に生まれた者は、夏は川で泳ぐのは当たり前で、魚獲りなど大人と一緒に川に入ることもよくありました。小さい頃は上級生がそばにいまして、助けてくれたといふか危ないことなど、自然に遊びの中で覚えたような気がいたします。何よりも実践が大事だったなといふふうに思っております。

大人たちも、川や泳ぎについての知識が豊富だったと思います。近くの川には、大人たちが「子取り場」といふ場所がありました。私は小さい頃だったので、小鳥がね、小さな鳥がたくさんいる場所なのかなといふふうに思っていたが、そこには誰も泳いでいる人もいませんし、子どもは水辺に近づくぐらいだったのです。小さい鳥ではなくて、子どもが取られるといふような、そういう危ない場所といふ意味だったと思います。

大人たちがそんな呼び方をしてまでしっかりと注意してくれていたんだなと思っています。大人も水の事故については、相当注意をしていたのかなと思ったりしています。

今現在ですが、子どもは学校のプールで泳ぎを覚えるのが普通となりました。その親の世代も同じだと思います。そこで、小学校と中学校の水泳の実技指導について、学習指導要領上の位置付けについて、どのようになっているのかをお伺いいたします。小学校でも低学年、中学年、高学年と分かれていますので、それぞれどのような指導をなさっているのかを伺いたいと思います。

指導には、やはり実技指導が大切だと思っています。学校に水泳場がないと困りますので、小学校と中学校の数に対する稼働中の水泳場、いわゆる学校のプールですが、その数を伺います。

水泳の授業は、水の事故を防ぐという大切な役割があると思います。泳ぎが十分にできないとしても、自分がどれぐらい泳げるかを知ることが、危険を避けるためにも大切だと思います。中学校では、実際に稼働しているプールが少ないというか、稼働していないプールがあるというのも聞いたりもしております。学校の水泳場の数について、市としてどのような認識をお持ちなのかを伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○議長（後藤 健） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 山谷喜元議員の「子どもの水泳教育と水泳場施設の充実」に関する質問につきましては、教育委員会事務局長に答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 山信田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山信田浩） 山谷喜元議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、子どもの水泳教育と水泳場施設の充実についてであります。はじめに、子どもの水難事故の状況につきましては、本市において命に関わる大きな事故の記録はございません。

次に、小・中学校における水泳指導につきましては、学習指導要領において、小学校低学年では水に慣れ親しむ「水遊び」、中学年では潜る・浮くなどの基本的な動きを指導する「水泳運動」、高学年ではクロールと平泳ぎ及び背浮きなど安全確保につながる運動、中学校では様々な泳法及び効率的に泳ぐ技能の習得など、児童・生徒の発達段階

に応じた実技の指導が位置付けられております。また、「水遊びの心得」や「水泳運動の心得」「水泳の事故防止に関する心得」など、安全に関する指導も併せて実施することとしております。なお、水泳指導については、学校及びその近くに適切な水泳場がない場合は、実技の指導を扱わないことができるとされておりますが、発達段階に応じた心得については必ず取り上げるとともに、中学校では、応急手当との関連も図ることとされております。

稼働中の学校プールについてであります。小学校では20校全ての小学校に専用のプールがあり、発達段階に応じた実技の指導並びに安全に関する指導が行われております。また、高学年においては、着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方についての体験を行っております。

中学校では、10校中、稼働しているプールは大曲中学校のみであります。全ての中学校において「水泳の事故防止に関する心得」に加えて、心肺蘇生法やAEDの操作などの応急手当との関連を図った学習も行われております。

議員ご指摘のとおり、全国各地で水による痛ましい事故が多く発生しております。水難事故を未然に防止するためには、児童・生徒の水泳の技能はもとより、川や海に対する知識や着衣水泳等の体験が大事であると考えます。授業や日常的な活動の中で、川や海での注意点や危険な状況になった場合の対応など、適切な判断力を身に付けさせていくことが重要だと考えております。今後、学校の実情に応じた着衣水泳等の実現の可能性について、各中学校と協議してまいります。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、山谷議員。

○16番（山谷喜元） ご答弁ありがとうございます。

そうですね、確かに指導については、実技ができない状況であれば、いわゆる座学でもいいということになっているとは思いますが、特に中学校とかは知識だけではなくて、どうしてもやっぱり実技というか、そういうことがとても大切だというふうに思います。新聞の報道にもありますけれども、北海道のある市ですけれども、その市では、今年度、全部の小学校で水泳をやめたというのか、実技をやめたというような報道がありました。その中身ですけれども、全部のやっぱり小学校にプールがなくて、ない

学校がバスである学校へ行こうとしていたわけなんですけど、バスの運転手の確保ができなくてやめたというようなことがあったみたいなんです。それはね、しょうがないかなと思ってんですけども、そしたら、それがきっかけで全部の小学校の水泳の授業をやめたというような感じになったというんですよね。それが教育委員会の方で聞いたら、やめた学校の方に聞いたらですね、教育機会への均等性を保つためにというような、何か変な理屈で、もう全部やめてしまったというようなことなんです。いや、そういうことではなくてね、何とか、まずそういういろんなことがあると思いますけれども、そういうことがないようにうまく工夫していただきたいなと思うわけです。まずプールを作るといえば、大体2億から3億ぐらいはかかってしまいますよね。その運営費というのも200万から300万ぐらいい年間かかるというふうに承知しています。そんなこともあって、実際の授業を民間の施設というのか、アスレチッククラブとかこちらにもありますよね。そこに行くというような選択をした市もあるようですので、大仙市においてもですね、何とかいろいろな工夫をしていただきたいというふうに思います。万が一にもというか、一部の学校でできなくなったから、さっきの例のようにですよ、教育の機会均等なんていう理由で全部やめましょうなんていうのは、くれぐれもないようにしていただきたいという思いです。先ほどね、お話がありましたように、いろいろな工夫をしたいと。中学校においても着衣のままね、安全を確保するようなことも考えるということでしたので、プールがなくてもいろいろ工夫ができると思いますので、その辺の部分、ぜひともしっかりと対応していただくようお願いをして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（後藤 健） これにて16番山谷喜元議員の質問を終わります。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、7番青柳友哉議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、青柳議員。

【7番 青柳友哉議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○7番（青柳友哉） 大地の会の青柳友哉でございます。おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

市が所有する温泉施設、これらを市では「公共温泉施設」と呼んでおりますが、この

公共温泉施設の宿泊料金についてお伺いいたします。

本年5月、議員全員協議会の場で、観光文化スポーツ部から「公共温泉施設の今後のあり方」の方針案について説明を受けました。現在、市内には七つの公共温泉施設がありますが、収支については、温泉部門はどの施設も赤字。宿泊部門や飲食部門は、黒字になっている施設と赤字になってしまっている施設がまちまちという状況の説明がございました。また、それを踏まえて、市民の健康増進のために全ての施設で日帰り温泉入浴は継続する。その一方で、宿泊や飲食については、継続する施設と廃止する施設に仕分けするという方針を、当面の方針としたいとの説明をいただきました。この方針案の説明については、議員一同了解いたしました。それは私も同様です。

一方で、公共温泉施設の収支は改善すべきと思いますので、宿泊部門の増益のために、二つほど提案させていただきます。

一つ目は、宿泊料金の「ダイナミックプライシング」を推進することです。ダイナミックプライシングとは、ダイナミック（動的な）、プライシング（値付け）、要は「動的な価格設定」のことを指します。具体的には、需要と供給のバランスに応じて商品やサービスの価格を柔軟に変動させる戦略のことを言います。航空券やホテルなどで、ごく一般的に行われております。

なぜダイナミックプライシングが重要かという点、需要が多い時には高く、需要が少ないときには低くといったように、適切な価格を設定することで収益を最大化することができるからです。また、顧客が価格に対する価値を感じやすくなるため、顧客満足度を向上させることが期待できます。

具体的には、大曲の花火の日や角館の桜まつりのような時は需要が高まります。実際に、大曲の花火の日などは、民間の宿泊施設ではオフシーズンの価格に比べて5から10倍の価格を設定するところもありますが、それでも満室になっています。こうやって、ハイシーズンにしっかりと利益を確保することで、オフシーズンに価格を下げることも可能となります。日程は柔軟に決められるので、少しでも安く泊まりたいといったお客様、そういったお客様の利用満足度を高めることも可能となります。

しかし、現状、大仙市の公共温泉施設の指定管理者は、柔軟に動的に価格を決めることはできません。というのも、各施設の条例に「利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更する場合も、同様とする。」といった旨の記載があること。また、その承認を与える宿泊料金に幅を持たせていないことが

理由です。これらを変えることで、指定管理者が柔軟に価格を変えることを可能にし、ダイナミックプライシングによって収益の改善をすることを推進してはいかがでしょうか。

二つ目の提案は、条例で定めている宿泊料金の上限額の引き上げです。公共温泉施設の宿泊料金は、その上限額が各施設の条例に記載されております。例えば、ユメリアの一番高い部屋で1泊8,770円、四季の湯は1泊4千円です。これは、繁忙期の市内民間宿泊施設の宿泊料金と比べると、3分の1とか、それ以下の金額です。民業圧迫にもなりかねませんし、また、そもそも収益の改善のためにも上限額は引き上げるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上2点、お考えをお伺いします。

- 議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。
- 市長（老松博行） 青柳友哉議員の一つ目の発言通告であります「市所有温泉施設の宿泊料金」に関する質問につきましては、観光文化スポーツ部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。
- 議長（後藤 健） 加賀観光文化スポーツ部長。
- 観光文化スポーツ部長（加賀貢規） 青柳友哉議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、市所有温泉施設の宿泊料金についてでございますが、はじめに、指定管理者が必要にあわせて料金を柔軟に変動させるダイナミックプライシングの推進についてお答えいたします。

ダイナミックプライシングにつきましては、ご質問にもありましたとおり、商品やサービスの価格を需要と供給の状況にあわせて随時変動させる価格戦略として、民間企業を中心に導入が広がっている制度であると私どもも認識しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、市所有温泉施設に本制度を導入できれば、例えば、需要が高まるゴールデンウィークや年末年始の大型連休、大曲の花火や地域の伝統行事の開催時期にあわせた柔軟な料金変更が可能となり、収益の増大や稼働率の向上など様々な面で効果が期待できるものと考えております。

指定管理者制度における利用料金につきましては、その根拠が地方自治法で定められておりまして、その中で指定管理者が徴収する利用料金の基本的な考え方や利用料金の承認・公表に関する手続きなど、一定のルールが設けられているところでございます。

このことから、民間が導入するダイナミックプライシングをそのままの形で導入する

ことは、なじまない部分も出てまいります、現行法制度のままでも取り入れられる要素はあるものと認識しておりますので、今後、より柔軟な宿泊料金の設定ができる新たな仕組みづくりについて検討を行い、実行に移してまいりたいというふうに考えております。

次に、条例で定める宿泊料金の上限額の増額についてでございますが、現在の市所有温泉施設の宿泊料金の設定は、市町村合併前に旧町村が設定した料金をベースに、消費税率の改訂を反映させた料金のまま、大きな値上げを行うことなく現在に至っております。

これは、コロナ禍で宿泊者数が大きく落ち込んでいた状況等を踏まえたもので、宿泊料金の値上げに伴う、さらなる客離れを避ける意味も込めた対応となっております。

しかしながら、最近の燃料費や電気料金の高騰が各施設の経営に重くのしかかっていること、また、昨年から徐々に宿泊者数が回復傾向にあることなどを踏まえ、議員ご指摘のように、宿泊料金の値上げについて検討・実施する時期になってきているものと認識しているところでございます。

今後、この宿泊料金について、燃料費の高騰などによる影響額や近隣の公共宿泊施設の料金などを参考にしながら詳細な分析を行い、値上げに係る具体的な検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、青柳議員。

○7番（青柳友哉） ご答弁ありがとうございます。前向きに検討いただけるということで、ぜひよろしく願いいたします。

一点、値上げみたいな形だけに捉えられてしまうと非常に残念だなと思っていて、一定の料金で設定しますというと、今の一番安い料金もやっぱり上がってしまうイメージになってくると思うんですね。燃料の高騰とかいろんなものありますので。そうではなくて、稼げる時にしっかり稼いでいただいて、ちょっと稼働率下がってしまっている時には逆に、それこそ老人クラブで日程自由に変更できるんで、安い時にみんなで集まって宴会して泊まろうやみたいな、そういった使い方の時には、逆に今までどおりとかという形で安く泊まれるような、そういったことのためにもダイナミックプライシングし

たりとか、最大料金は上げておくみたいなことは、非常によいことだなと思っていますので、ただただ全部をずるずる上げていくというよりは、メリハリをちゃんとつけられるような状態でということでの提案でございますので、その点も踏まえてご検討を進めていただければと思います。ご回答は結構です。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○7番（青柳友哉） 次に、公共施設の新設や建て替えについて、公民連携の推進をどうお考えかお尋ねいたします。

公共施設の運用管理費（ランニングコスト）は非常に大きく、解体までの数十年間の総額は、建設費等の初期費用、いわゆるイニシャルコスト、これの3から5倍程度になると言われています。また、イニシャルコストに対する国庫補助金は各種ありますが、ランニングコストに対する国庫補助金は、ほとんどない状況です。よって、長期的に見ると、市が財政負担する額はランニングコストの方が明らかに大きくなります。

この場で具体的な名前を挙げるのは避けませんが、不必要に大きく高額な施設を作ってしまったせいで、高額のランニングコストに苦しめられている自治体は日本中にあります。

このような状況を踏まえ、国では公共施設の建設や運営に民間の資金やノウハウの活用することを推進しています。内閣府には「民間資金等活用事業推進室」も設けられております。民間資金等活用事業は、一般的には「P F I」と呼ばれています。このP F Iとは、公共事業を実施するための手法の一つです。民間の資金と経営能力、技術力、ノウハウ等を活用し、公共施設等の設計、建設、改修、更新や維持管理、運営を行う公共事業の手法です。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業を行うものであり、J RさんやN T Tさんのような民営化とは異なります。

このP F Iの導入目的はいくつかあります。民間公共団体の観点からは、効率的かつ効果的な事業実施によって公共サービスの品質向上や財政負担の軽減が期待できること。民間事業者の観点からは、公共サービスという分野で新たな収益や長期的なビジネスの機会を得られること。地域住民や施設利用者の観点からは、民間事業者のノウハウを活用した低廉で良好な公共サービスを受けられるようになることなどです。

ここで、なぜP F I事業で低廉で良好な公共サービスが提供できるのかというと、一番の要因は発注方式です。P F I事業では、設計、建設、維持管理、運営といった業務を一括で発注、包括発注し、また、性能を満たしていれば細かな手法は問わない発注方

式、いわゆる性能発注が採用されています。従来の仕様発注の場合、広く事業者が参加できるように仕様内容を一般化することで、民間事業者ごとに持つノウハウを生かせない仕様となっており、効率化が図れない環境となっている場合があります。性能発注とすることで各民間事業者は、自社の保有するノウハウを生かした提案をすることができ、効率化が図られます。また、P F I 事業では、民間資金を活用することから、効率的なリスク管理、良好な競争環境の構築などを期待することもできます。

これらにより、民間のノウハウを幅広く生かすことができることから、低廉で良好な公共サービスの提供を実現することができます。

その他、現在大仙市で行っている公共事業の発注方式と、このP F I の方式の主な違いを四つ挙げます。

一つ目は、資金調達です。P F I では、公共施設の建設やサービスの提供に必要な資金を事業主体となる民間選定事業者が調達します。通常、金融機関から融資を受けますので、金融機関によって事業計画書、収支計画書を精緻にチェックされることとなります。これにより、計画の精度やサービスの継続性が格段に上がります。

二つ目は、リスク分担です。事業のリスク、例えば建設の遅延、運営コストの増大などは、途中工事の不備等ですね、このようなリスクは、一部又は全てを民間が負うことが多いです。

三つ目は、長期契約です。P F I のプロジェクトでは、通常20から30年など長期間の契約として実施されます。選定事業者は、その期間中に施設の建設、運営、維持を担当します。

四つ目は、成果ベースの報酬です。行政から選定事業者へ支払われる報酬は、施設やサービスの品質、取扱量、利用者数等に基づいて決まることが多いです。

P F I 方式ですと、維持管理コストを視野に入れて民間事業者のノウハウ等を踏まえた設計となるため、施設のライフサイクルコスト削減に効果的な提案を求めることができます。さらに、施設整備費を契約期間に通じて均等に分散することも可能となります。

さらに、P F I 方式では、施設全体のマネジメントの提案を求めることもできます。これにより、施設の空間や機能を最大限に活用する提案が可能となり、例えば空いているスペースをカフェやレストランとして有効活用することなどができます。その結果、公共施設のサービス品質が向上し、施設の利用率や集客力の増加が期待されます。

ここまでP F I の説明が少し長くなってしまいましたが、当市でも、このP F I など

指定管理者制度以外の公民連携手法を導入していくべきではないかと考えます。当局のお考えを伺います。

なお、P F I等の公民連携を推進していくためには、職員に新たなスキルや経験も必要となります。具体的に二つ取り組んでいただきたいことを挙げます。

一つ目は、公民連携について熟知した職員を複数人育成することです。教科書的な知識を学ぶことは当然ですが、他市の現場や民間のスクールなどで本格的な研修を受けることまで検討ください。民間との協業となりますので、スピードや考え方、プロセスが、これまでの公共事業とはがらっと変わります。また、当然発注や契約のプロセスも、これまでの分割発注と一括発注、性能発注では大きく変わります。

二つ目は、積極的な広報活動が行える態勢を組むことです。公共施設設置に向けたビジョンや基本構想が出来上がった段階で、当然、市のホームページ等で情報を公開していくとは思いますが、P F Iも検討していると公表するでしょう。しかし、それだけでは気付いていただけない業者、事業者も非常に多いと思います。よって、事業主体となることに対して興味を持っていただけそうな民間事業者をこちらから探し、こちらから情報提供する等の積極的な広報活動を行う職員が必要になってくると思われまます。P F Iをやろうやろうと言っても、結局、民間のプレイヤーがないということになりますと、計画だけ立てて進まないということになりますので、非常にこの民間事業者、組んでくれる方を積極的に探していく、特定の方ではなくて複数の事業者さんを探していくということが非常に大事になるかと思えます。

以上、ハードルは高いかと思いますが、市政へのメリットも大きいと考えますので、公共施設の新設・建て替えに関するP F I等、公民連携の推進についてのお考えをお聞かせください。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 質問の、公共施設の新設、建て替えについてお答えを申し上げます。

市では、「大仙市公共施設等総合管理計画」の基本方針におきまして、維持管理コスト低減の取り組みの手法の一つとして「民間活力の活用の推進」を掲げております。公民連携を進めることとしております。

市の公共施設における公民連携の取り組みにつきましては、指定管理者制度のほか、

先の6月定例会にて補正予算をご承認いただきました屋内遊び場の施設整備事業につきまして、その基本計画策定業務の中で民間資金等を活用した整備手法との比較を行うなど、PFI導入の可能性につきましても検討を行う予定としております。

また、国における公民連携推進の動向につきましてでございますが、PFI等の手法導入の優先的検討規程を令和5年度末までに人口10万人以上の全自治体で導入を目指すこととしております。人口10万人未満の当市におきましても、必要に応じて同様の取り組みを行うことが望ましいと指針が出されております。

大仙市におきましては、この国の指針に沿って優先的検討規程を策定し、円滑かつ実効的に優先的検討が行えるよう、より多くの民間事業者がサウンディング市場調査に参加できるよう、効果的な周知や直接的な対話などを通じながら、民間事業者の発案等を事業化の前段階において取り上げることができる仕組みづくりを考えてまいりたいというふうに思っております。

なお、PFI事業につきましては、導入に当たり、価格だけでなく企業の持つノウハウや事業計画を行政が適正に評価することになるほか、その運営の段階では幅広い業務を民間事業者が担うこととなり、効果的な公共サービスを提供するためには、行政がPFI事業の全体をコントロールしていく必要がございます。そのようなことから、公民連携に精通した人材は必要不可欠であるというふうに認識しておりますので、職員の育成のほか、外部人材の登用、あるいは外部への委託など、その手法等について、先進自治体等他自治体の事例等も参考にしながら、幅広く調査・研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、青柳議員。

○7番（青柳友哉） ご答弁いただきましてありがとうございます。全体としては前向きにということかなということで、まずその点は非常に有り難くというか安心しました。

言われていたとおり、国の方からも10万人以上の都市にはもうやりなさいと。大仙市、10万人いないのでまだいいでしょって言って、後から後からゆっくりやるというよりは、やはり事例はいっぱい積み上がってきていますので、他市にあまり遅れること

なく進めていっていただきたいなと思います。

実はちょっと僕もこの分野、そんなにもともと詳しくないので、今年ちょっと勉強し始めまして、民間のスクールというか、社会人向けのスクールにちょっと実は通っております。およそ50名ぐらいの受講生いるんですけど、6割が行政職員なんですね。東北でいうと岩手県の宮古市さんとか山形市さんからも職員の方、来られてたりします。3割が民間からの受講生で、残り1割が議員とURの方という構成でした。

やっぱりそのいろんな自治体が、やっぱりこれ進めていかないと、なかなか公共施設、特に大きなものを建てる時とか、もしくは建て替える時に、財政の面で、ただただ今までどおりやっていくと、なかなか厳しいなと。ランニングコストどんどんかかっているんで、自由に使えていく財源がどんどん狭まっていくということで、どこの自治体も一緒だと思うんですけど、危機感持ってやられているので、ぜひ職員の方を、そのスクールがいいというふうに言っているわけではないんですけど、ほかの社会人大学とかもありますし、公民連携学べる場所ありますので、職員の方にぜひ集中的に学んでいただければなと思います。

よく出てくる話なんですけども、これやると民間と一緒にやらなきゃいけないくて、行政の先ほど言われていたコンサルタントの方とか、もしくは民間の力を借りてと言われていましたけれども、エージェントと呼ばれる行政の立場を代弁して民間と交渉したりという立場に立ってくださる専門人材というのもありますので、大仙市内から適任な方を探して育成するでもよしですし、ほかでエージェントされている方をお願いして例えばやっていただくとかいうこともできれば、非常に進めやすいと思いますので、エージェントを使うという形も一つ考えていただければなと思います。例えばですけど、岩手県の紫波のオガールなんかもエージェントをしっかりと立てていて、そのエージェントさんに市からは一旦発注をして、業務委託。それで市の利益を代弁してもらって、仕様等がある程度民間業者と詰めていったりとかもするというこの体制もできますので、ぜひいろんな工夫をしながら進めていっていただきたいなと思います。やはりこの質問した理由も、先ほどの屋内遊び場の話も一つありますし、中里温泉とか、あと東部のエリアの観光の施設も、もしつくるとなれば、やはりただただ今までどおりのやり方でいいのかなというのがちょっとありますので、やり方を全部プロセスゼロから見直してくださいと今出した案件について言っているわけではありませんが、今の三つを見ながら、僕ももちろん議会で審議して、いいですねと思って今までできたことではあるんですけれ

ども、やっぱりそのまんまでいいのかなという疑問もちょっと出てきたので、一緒にいい形でS P I等、公民連携もっと進めていけたらなと思っております。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

○副市長（佐藤芳彦） 議員の再質問にお答え申し上げます。

やはり広く民間事業者の皆様のを活用していくためには、やはり私たち職員の方も、常にアンテナを高くしていろんな情報収集、あるいはこちらの方から情報発信をいろいろしていく、そういったことはすごく大事なことだというふうに思っております。

また、議員がおっしゃられた民間の事業者が行っている、おそらくより実践的な研修だったと思います。そこは、もしかすると行政が行う研修よりも、もっと実体的に即した研修だと思いますので、そういった方面にも、やはり私たちも勉強をしていかななくてはいけないというふうに思っております。

また、隣の岩手県紫波町、私もちょっと現地に行ったことはないんですけども、資料を見させていただきました。かなり大きな広い、P F Iだけでなく、その他のP P Pをいろいろ使っておりますので、そういったところもやはり一つの先行事例としてすごく参考になるというふうに思っております。

それから、やはり財政的なお話も出ましたけれども、ちょっと私たちがこれから勉強していかなくてはならないのは「V F M」ですか、バリュー・フォー・マネー（Value for Money）、いわゆるP F I、あるいはP P Pをやるに当たって、どういったいわゆる効果をしっかりもたらしてくれるのかということ、それは市民サービスも含めて、財政的な面も含めて、やっぱりそれを我々職員もしっかり把握できるような、いわゆるレベルに達していかないと、なかなかこの事業も理解していくには難しいものというふうに思っておりますので、まずはしっかりそういったところに取り組みながら職員のスキルを上げて、皆さんと一緒に、これからの仕事というのは、やっぱり公民連携というのもすごく大事な要素になるというふうに思っておりますので、ぜひそういったことも取り組んでまいりたいというふうに思いますので、この後も今後もよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） これにて7番青柳友哉議員の質問を終わります。

【 7 番 青柳友哉議員 降壇】

○議長（後藤 健） 日程第 2、議案第 1 1 6 号から日程第 2 9、議案第 1 4 3 号までの 2 8 件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。通告はありません。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

ただ今議題となっております議案第 1 1 6 号から議案第 1 4 3 号までの 2 8 件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（後藤 健） 日程第 3 0、陳情第 2 7 号を議題といたします。

本件は、陳情文書表のとおり、教育厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（後藤 健） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、9 月 1 日から 9 月 1 4 日まで 1 4 日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、9 月 1 日から 9 月 1 4 日まで 1 4 日間、休会することに決しました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、来る 9 月 1 5 日、本会議第 4 日を定刻に開議いたします。

大変お疲れさまでした。

午前 1 1 時 0 7 分 散 会